

Title	財政上の緊急処分
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.7 (1914. 9) ,p.859(79)- 868(88)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140910-0079">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140910-0079</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

とを議會に請願するを其目的の一となせり。又「ハンザ」聯合(Hansa Bund)獨逸工業者中央組合(Zentralverband deutscher Industrieller)、「バイエルン」工業者組合(Bayerischer Industriellerverband)等は同盟罷工者が罷工に關係せざる勞働者の自由を束縛せんとする行爲即ち監視(Streiksposten)を罰せんことを要求し、之を勞働希望者保護(Arbeitswilligenschutz)と稱せり而して其要求せる刑罰は少しく過酷にして監視に對しては禁錮刑及び千馬克の罰金を課せんとするものなり。此法律は素より未だ成案となるに至らざれども千九百十三年十二月帝國議會の質問に於て司法大臣は遠からずして右の法律を聯邦參議院に提出すべしと答わたりと云ふ。故に今日の所にては斯る勞働者の行爲は之を裁判官の民事上若くは刑事上の裁斷に委するの外なし。

之を要するに以上述べたるが如く雇主の方面

より出づべき將來の社會的立法は勞働者に對する監督法となるべきものにして、從來の如き保護法とは多少其趣を異にする所なりとす  
(未完)

### 財政上の緊急處分

村田岩次郎

#### 目次

- 一、緒言
- 二、憲法第六十四條第二項の意義
- 三、憲法第六十九條及び會計法第七條並に第八條の意義
- 四、憲法第七十條の意義
- 五、會計法第五條第二項の意義
- 六、會計法第二十條の意義
- 七、結論

#### 一、緒言

大正三年三月三十一日清浦奎吾氏内閣組織の大命を拜し、内閣員の詮衡に一週間を費せしも閣員中海軍大臣の就任者を得る能はずして流産の悲境に陥りたるは、未だ吾人の記憶に新たなる所なり。清浦内閣流産の原因は海軍補充費支出の一事に在りしが、この際殊に世人の注意を

惹きたるものを所謂責任支出の問題となす。是れ固より新しき問題には非ず、否寧ろ陳腐の問題に屬するものなれども、責任支出が憲法違反の行爲なりや否やに關しては今日尙ほ異説を唱ふるものあれば、予は先づ憲法及び會計法に於ける各關係條規の意義を究め、責任支出の憲法違反なることを論斷せんとなす。

#### 二、憲法第六十四條第二項の意義

憲法第六十四條に曰く、豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出ある時は後日帝國議會の承諾を求むるを要す」と。豫算の編成如何に宜しきを得るも、豫算超過及び豫算外支出を絶對に防遏せんとするが如きは固より望む可くして行はれざる所なるが故に右規定の必要なるは言を俟たずと雖も、憲法の解釋上問題となるは六十四條第二項の規定は六十九條に規定せらるる豫備費の支出にして是れ以外に豫算超過及び豫算外支出存せざるものと解す可きや否や

に在つて存す。即ち甲は論じて曰く、憲法第六十四條第二項は豫備金を支出したる場合は勿論の事、然らざる場合、即ち豫備金を超過したる支出之有る場合も亦議會の事後承諾を求む可きことを規定したるものなり」と。今其の理由とする所を聞くに、「會計法第七條は豫備金を第一及び第二の二種に分ち、豫算中に各一款一項として定額を計上するものなれば、豫備金も亦豫算中の一款項なり、此の豫備金に不足を告げ之に超過して支出を爲せる時は是亦憲法第六十四條第二項の豫算超過又は豫算外支出となりて帝國議會の事後承諾を求めざる可からざるなり」と。之に反して乙は説いて曰く、憲法第六十九條に定めたる豫備費の支出は即ち第六十四條の豫算外及び豫算超過の支出に外ならず、換言すれば第六十四條第二項に「豫算の款項に超過し」と有るは第六十九條の「避く可からざる豫算の不足を補ふ爲め」と言へるに對し、第一豫備金の

支出の謂にして、又「豫算外に生じたる支出」とは第二豫備金の支出を意味せるなり」と。甲説果して是か、乙説果して非か。憲法義解は下の如く説明せり。「歳出の豫算の款項に超過するものあるか、又は豫算の外に生じたる費用の支出を爲したるときは議會の事後承諾を求むるは政府已むを得ざるの處分に於て仍議會の監督を要するなり。蓋し精確なる豫算は過剰なるよりも寧ろ不足あるは往々避く可からざるの事實なり。各大臣は豫算に拘束せられて既に不要となりたる既定の政費を支出するの責を有せざるが如く、已むを得ざるの必要に由り生じたる豫算超過及び豫算外支出を施行するも亦憲法の禁ずる所に非ず。……而して已むを得ざるの超過及び豫算外の支出は仍適法の事たることを失はざるなり。抑も適法の事にして猶事後承諾を要するは何ぞや、行政の必要と立法の監督とを以て兩々並行きに相調和せしむる所以なり」と。

又憲法第六十九條に就ては「本條は豫算費の設を以て豫算の不足及び豫算の外の必要なる費用を補給することを定む、蓋し第六十四條は豫算超過及び豫算外支出に付て議會の事後承諾を求む可きことを掲げたり、而して其の超過及び額外支出は何等の財源に資りて以て之を供給する乎を規定せず、是れ本條に豫備費の設を定むるを必要とする所以なり」と説明せり。是を以て憲法義解は乙説を採用せるものと解す可きなり然れども乙説に賛同せんと欲せば、更に甲説の論據を打破せざる可からず。さて豫備費は第一第二の豫備金に分別し、各一款一項として之を豫算中に計上すること正に甲説の如くなるも、豫備費夫れ自體は特定の支出目的を有するものにあらず、如何となれば是れ唯議會が豫算超過及び豫算外支出の限度を豫め承認したるものに外ならずして、果して如何なる必要に因り、又如何なる目的に支出せらるゝやは全然未知の事

項に屬すればなり。豫備費を以て豫算面の諸他の款項と同一視す可からざる所以即ち此に在て存す。又是れ甲説の論據の極めて薄弱なる所以なり。さて此點は既に明白なりとして、尙ほ財政上の實際の見地より乙説に反對せんとするものあり。乃ち曰く、「法令の執行、條約、其他法律上契約上の義務を履行する上に於て政府の支出を必要とし、又偶發の事件の爲めに豫備金を支出し盡し、猶不足を發見する時、政府は果して如何なる處置を採る可きか。此の場合、憲法第七十條の所謂緊急財政處分、追加豫算の議決、支拂豫の請求不可能なるに於ては國家に支拂義務有り、政府に財源あるも豫算なきが故に財政の運用は終に杜絶するに至るを奈何せん」と。明治二十六年岡山外數縣の水害を救済する爲め政府は剩餘金六百餘萬圓を支出し議會の承諾を求めたる際、某議員質問を發して曰く「豫備金の不

足を國庫剩餘金に依つて補填するは如何なる法律の規定に基くにや」と。大藏大臣之に答へて曰く、「國庫剩餘金を以て豫算外、又は豫算超過の支出を爲すことに付ては憲法は何等の規定を設けたることなし。政府は豫算なきの故を以て國家の急務を忽諸に附するを得ざるより之を支出し、憲法第六十四條第二項に依り帝國議會の承諾を求めたるものなり」と。憲法上何等の規定なしと云ひ乍ら、猶憲法第六十四條第二項に依て議會の承諾を求む」とは矛盾も亦餘りに甚しからずや。若夫れ豫備金盡きたるが故に、國庫剩餘金に資る可しと云はんか、豫備金を設けたる憲法の精神は全く没却せらるること、相成る可し。又何を苦んで憲法第七十條の如き窮屈なる規定を設くるの要あらんや。豫備金以上の多額の臨時必要支出之有らんか、憲法第七十條の緊急處分に依るか、會計法第五條第二項に従ひ追加豫算を提出す可きのみ。既に臨時緊急の

支出あり、追加豫算提出の要之有らんか、憲法第四十三條に依り臨時議會を召集す可きは當然の事のみ。憲法の解釋上所謂責任支出の違法なること炳々乎として一點の疑を挾む可からざるなり。

### 三、憲法第六十九條及び會計法第七條並に第八條の意義

憲法第六十九條に曰く、「避く可からざる豫算の不足を補ふ爲に、又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲めに、豫備費を設く可し」と。是即ち六十四條第二項の支出に應ず可き財源を規定せるなり。従つて豫備費は初めより支出の目的確定せるものに非ず、全く不時の必要に應ずるものなるが故に各省大臣をして任意之を管理せしめんか、經費の濫費を促すの虞なきにわらず。是れ即ち國庫管理者たる大藏大臣が豫備費の管理を爲す所以にして、大藏大臣は各省大臣の請求に應じて之を配付するものとす。

會計法第七條は豫備金を分つて第一豫備金及び第二豫備金と爲すことを規定し、第一豫備金は避く可からざる豫算の不足を補ふ可く、又第二豫備金は豫算の外に生じたる必要の費用に充當す可き定めなり。豫備費は歳出科目中に加はれども他の費目とは全く趣を異にし、之を支出するに方りては先づ大藏大臣の所管より各省大臣の所管に移し、然る後當該大臣に於て始めて其の用途に支出し得るものなり。又第一豫備金に付ては大藏大臣之が支出を承認せば則ち可なりと雖も、第二豫備金に付ては大藏大臣の同意を得たる上更に大藏大臣より上奏勅裁を経たる後に非ざれば之を支出し得ざるものす。斯くの如く支出上の手續を二様にしたるは、一は經費定額に不足を生じたるに過ぎざるも、一は豫算外の支出にして、實質より言はば未だ議會の協賛を経ざる所のものなれば也。又會計法第八條は「豫備金を以て支辨したるものは年度經過後帝

國議會に提出し其承諾を求むるを要すと規定せり。是れ議會が國家の財政に付て監督權を有する論理的必然の結果のみ。然らば則ち議會が豫め支出の限度を承認したるものに付ても猶經費支出後議會の承諾を求むべしと規定せる會計法の精神より推すも、議會の事後承諾さへ得れば財政の許す限り如何なる巨額の支出をも爲し得べしと解することの不法なるは、苟くも常識を具ふる者の容易に首肯し得る所ならずや。

### 四、憲法第七十條の意義

憲法第七十條は財政上の緊急處分を規定したるものなり。即ち同條には「公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り、政府は帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得」と規定せり。學者或は之を第八條の緊急勅令と區別し、第八條の緊急勅令は法規を定むるものにして議會にて不承諾となりたる時は將

來に其效力を失ふものなりと雖も、第七十條の規定する所は處分命令なるが故に議會の不承諾の爲め何等の影響を受けず、従つて第八條の緊急勅令に對しては議會は將來に效力を有せしむるの必要ありや否やを考察して其の諾否を決す可きものなるも、緊急財政處分令に對しては議會は其の公布の當時に遡及して之を發するの必要ありたるや否やを見て其の諾否を決す可きものなり」と言ひ、又第八條には單に「帝國議會閉會の場合に於て」とあるに反し、第七十條には「内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざるとき」とあるを論據として、第八條の勅令は議會を召集し得る暇之有る時に於ても之を發し得るものなり」と解するものあり何れも當を得ず。議會は第八條の勅令に付ても亦公布の當時之を發するの必要ありしや否やをも併せ審議することを得べく、又斯くするが當然なり。如何となれば議會は緊急勅令に關する

一般の事項を審議するの權限を有すればなり。唯議會不承諾の場合に於て將來其の無効なることを公布するの要あるのみ。第七十條の場合に於て、議會が緊急財政處分令を發するの必要ありしや否やを審議し得るは明々白々一點の疑わることならず。又第八條の場合に於ても議會召集の暇あらざることゝ要す。若し夫れ議會召集の餘裕あらんか、事後承諾の如き變體の手續を探るの要之なければなり。第七十條の場合に於て議會召集の暇あらざることゝ要するは憲法の明文炳として明かなり。緊急財政處分令の公布に付ては憲法上嚴密なる制限有り。然るに豫備金を支出し盡したる時は如何に巨額の經費をも單に議會の事後承諾を條件として國庫剩餘金中より自由に支出するを得可しとは餘りに專斷的解釋ならずや。其の言や、大膽と言はんよりは寧ろ其人の無智を表明するものと謂ふ可きのみ。

五、會計法第五條第二項の意義

會計法第五條第二項に曰く、「必要缺く可からざる經費及び法律又は契約に基き經費に不足を生じたる場合の外追加豫算を提出することを得ず」と。仍て第一豫備金及び第二豫備金を以て支辨し得べき性質のもの、並法律契約に基き經費に不足を生じたる時は追加豫算を議會に提出して其の協賛を求むることを得るなり。豫算編成杜撰なるよりして頻々追加豫算の提出を要するが如きは固より深く戒しめざる可からずと雖も、然らざる限り政府は徒らに議會の不同意を懸念して剩餘金支出の借用手段に依頼することなく、正々堂々追加豫算を提出して議會の協賛を求む可きなり。左は去り乍ら茲に問題と相成る可き一つの場合あり。即ち議會が豫算を否決したる爲め議會の解散となり、政府は前年度の豫算を踏襲したる場合に於て、政府が解散後の

議會に於て追加豫算を濫出し、前年度の豫算と不成立となりたる豫算とを相比して其の不足する所を自由に補填することを得んか、名は前年度豫算の踏襲なるも、實は不成立となりたる豫算を施行すると相同じ。斯の如きは前年度豫算施行の本則を没却するものなるのみならず、政府をして斯かる便法に依頼することを得せしめんか、政府は好んで議會を解散するに至るならんかの恐を抱くものあり。然れども議會は適法にして必要なる經費は進んで之を協賛す可く、之と反對に不適法且つ不必要なる經費に付ては單に解散を恐れて之を承認するが如きことある可からず。斯の如きは議員が一時一身の安全を慮りて國家百年の大計を誤るものと評せざるを得ざれば也。苟くも會計法第五條第二項の必要缺く可からざる經費及び法律契約に基きて生

せる經費の不足之有らんか、是に付て追加豫算を提出し、以て議會の協賛を求むるは、最も立憲的の措置と謂ふ可きなり。

### 六、會計法第二十條の意義

會計法第二十條は歲計剩餘金の處分を規定せり。即ち其の規定に曰く、「各年度に於て歲計に剩餘ある時は其翌年度の歳入に繰入るべし」と。其の意義は明瞭なり、歳出に不要の部分を生ずるか、又は歳入に豫算以上の増收之有る時は之を移して翌年度の歳入に繰入るゝの意なり。而して一年度の歲計に剩餘ありや否やは該年度の出納を結了するに非ざれば之を知るを得ず、従つて各年度の剩餘金は常に翌年度の臨時歳入として現はる可きなり。我が國財政の實際を見るに莫大の剩餘金を生ずるは、殆んど例年の例にして、是れ政府が各種の歳入を出來得る限り寡

少に見積り、同時に各種の歳出を出來得る限り多額に見積るの結果なること固より否定す可からざるも、吾人の大に非難せんとするは此の點に非ずして、剩餘金を以て議會の事前監督を免るゝ唯一の方便と看做し來れる政府從來の方針に在つて存す。而して此の事將來も亦決して絶無を保す可からず。論者或は云はん、「帝國憲法は剩餘金に付て何等の規定を設けず、故に國庫剩餘金を如何に處分するも、憲法違反にわらず」と。然れども斯の如きは憲法附屬法たる會計法第二十條の規定を無視したるものならずや？

論者又言はん、「吾人と雖も會計法第二十條の規定を敢て無視するにあらず、然れども會計法は固と是れ憲法附屬の法のみ、憲法の規定に依つて會計法を推すは可なり、會計法の規定に依つて憲法を推すが如きは冠履を顛倒

することの甚しきものにわらずや」と。然りと雖も論者の言は誤まれり、如何となれば會計法の規定は會計に關する憲法の規定を擴充したるものに外ならず、従つて會計法の規定を以て憲法の精神解釋の一助と爲すは極めて至當の事なれば也。

### 七、結論

若夫れ法律論を離れて政治論に入らんか、議會は苟くも國家の生存上必要なりと認むる經費は進んで之を協賛す可く、之と同時に無用の經費は一錢一厘の微と雖も斷々乎として之を峻拒す可きなり。然るに政治の實際に於ては必要なる經費を政争の具に供すること之有ると同時に比較的不用なる經費をば他の一層有用なる支出を犠牲に供して協賛することあり。又政府は必要なる經費を支出するに方りても猶且つ議會の

不同意を恐れて卑怯なる振舞を爲すことあり。政府議會共に自重して慎しむ所なきが故に事茲に到るものなれども、法律上よりすれば正邪曲直孰れに在りやは一目瞭然たり。

- (一) 歳入豫算の外に歳出に充つる財源なかる可きを豫算の本義とす。
- (二) 歳出豫算の外に歳出わらざることを豫算の本義とす。
- (三) 必要避く可からざる豫算の不足を補ひ又は豫算の外に生じたる必要の經費を支出する爲めに豫め豫備費を設く。
- (四) 第一豫備金に依つて必要避く可からざる豫算の不足を補ふ。
- (五) 第二豫備金に依つて豫算外に生じたる必要の經費を支出す。
- (六) 必要避く可からざる經費及び法律又は

契約に基き經費に不足を生じたる場合は追加豫算を提出することを得。

(七) 公共の安全を保持する爲め緊急の需用之有る場合に於て内外の情形に因り、政府は帝國議會を召集すること能はざる時は勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得。

(八) 見積以上の歳入有り、若くは其の以下の歳出に止まる時に於て生ずる剩餘金は翌年度の歳入に繰入る可し。

以上の結論は憲法及び會計法の解釋に依りて當然到達す可き論理的成果のみ。吾人は今日以後責任支出の斷じて行はれざるべきを切望して已まざるなり (完)

### 和蘭勞働者運動 (其二) (完)

大矢知 昇

#### 第二章

前章に於いて既に和蘭勞働者運動の概要を略述せり。吾人は更に進みて其運動中に於いて卓絶せる地歩を占むる有力なる二個の勞働者の團體に就きて論述せん。其一の團體は金剛石勞働者 (Diamantarbeiter) にして完備せる組織を有し而かも其整然たる組織は自ら他の團體より異りたる地位を與ふなり。亦此組合は産業股盛なる都市に於いてのみ發達せしかば組合の熾なる都市は亦等しく工業の振へる都市なりと推知するを得べし。他の尙一の團體は埠頭勞働者 (Hafenarbeiter) の團體にして「ダイアモント」勞働者に對して執拗なる反抗的態度を持せり。「ニデルランド」 (Die Niederland)、「ステーブル

ブラーツ」 (Stapelplatz) 及「トランシットランド」 (Transitland) 等の諸地方に於いては「ロツテルダム」及「アムステルダム」諸港の外に幾多の小港を有せり。而して是等の小港は皆いづれも多少の不精練勞働者の集中を見ざる所はなく、又時として多數の不精練勞働者の集中を見る所あり。如此不精練勞働者多くして精練勞働者少きは埠頭事業當然の結果たり、是等の小港に於いては埠頭事業の無秩序より生ずる損害は云ふに足らざるなり。そは勞働を見出すこと比較的容易なるも、亦他の副業的の企業あるが故に埠頭事業の無秩序より生ずる弊害を補ひて勞働獲得を容易ならしむるが故なり。かの「ヘルデル」 (Heider) の魚業、「デルフチーゼル」 (Delfzijl) 及「ホーランド」の「ホーク」 (Hoek van Holland) 併に「ヘンホッルス」及び「ハーリゲン」 (Hellevoetsluis und Haringen) の農業の如き等は其著しきものなり。「フリンゲン」

(Vlissingen) に於いては今日以上に勞働を獲得する事容易ならざるも「テルヌーチェン」 (Terneuzen) に於ては外國航海及沿岸航海等によりて勞働獲得は比較的容易なり。此處に多少注目し價する所は彼の材木貿易港として有名なる Naardam 及 Velsen なり。兩港に於いては埠頭事業は整然たる秩序を有し前述の諸港と大いに趣を異にせり。されば埠頭事業の現狀は勞働者を害すること少しく云ふべし。和蘭のいづれの港に於いては疾病補給基金を有する勞働團體を見ることが能はざるの狀態なり。彼の「ロツテルダム」アムステルダム一等の大都市に於いても埠頭事業は無秩序、無整頓なり。されば其企業の形式より生ずる悪影響も少からざるなり。然れども是等の諸港は漸次「リッパール」ハンブルヒ「マルセーユ」等諸港に倣ひて埠頭事業は秩序の域に達せんと努力しつつあり。

ダイアモント勞働者 (Die Diamantarbeiter)